

瑞浪市危険ブロック塀等撤去促進補助金交付要綱

(目的)

第1条 市は、地震の際の倒壊による被害や避難時等の通行の妨げとなる危険なブロック塀等の撤去の促進を図るため、瑞浪市内に存するブロック塀等の撤去に関し、予算の範囲内で補助金を交付するものとし、その交付に関しては、瑞浪市補助金等交付規則（平成20年規則第32号。以下「規則」という。）に定めるもののほか、この要綱に定めるところによる。

(用語の意義)

第2条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) ブロック塀等 建築用コンクリートブロック（基礎コンクリートを含む。）、レンガ、大谷石等の組積造の塀その他これらに類する塀、門柱等をいう。
- (2) 道路 建築基準法（昭和25年法律第201号）で規定する道路のほか、一般の用に供している不特定多数の者が通行する公共用地をいう。
- (3) 市内事業者 市内に事業所を有する法人又は市内で事業を営む個人事業者をいう。
- (4) 所有者等 ブロック塀等の所有者又は管理者

(補助対象者)

第3条 補助金の交付を受けることができる者は、次の各号のいずれにも該当する者とする。

- (1) 瑞浪市内に存するブロック塀等の所有者等
- (2) 申請時において瑞浪市に市税、水道料金、下水道使用料、国民健康保険料、介護保険料、後期高齢者医療保険料、保育料、幼稚園授業料その他市等が賦課をする公租公課の滞納がない者
- (3) 瑞浪市暴力団排除条例（平成24年条例第25号）に規定する暴力団又は暴力団員等若しくはそれらと密接な関係を有していない者

(補助対象事業)

第4条 補助金の交付の対象となる事業は、次の各号のいずれにも該当する

事業とする。

- (1) 補助対象者が市内事業者と契約した、ブロック塀等を撤去する工事（撤去材料の運搬処分を含む。）であること。
- (2) 道路又は公共施設敷地に面し、かつ、道路面又は公共施設敷地面からの高さ（以下「壁高」という。）が60センチメートル以上のブロック塀等を、すべて撤去する工事又はブロック塀等の一部を撤去し、壁高60センチメートル未満に改修する工事であること。
- (3) 申請日の属する年度に契約し、その年度内に完了する撤去工事であること。
- (4) ブロック塀等を撤去した後、同一敷地内において道路又は公共施設敷地に面した場所に、道路又は公共施設敷地の管理上妨げとなるような垣、柵、塀等を新たに設けないこと。
- (5) 国、県その他公共団体による補償対象となる工事でないこと。
- (6) 過去に同じ敷地内において、国、県、市その他による補助金の交付を受けていないものであること。

（補助金の額）

第5条 補助金の額は、補助対象事業に要する費用又はブロック塀等の見付面積1平方メートル当たり1万円により算定する金額のいずれか少ない額の2分の1以内の額（当該金額に1,000円未満の端数があるときは、これを切り捨てた額）とし、1件当たり20万円を上限とする。

2 面積の最低単位は0.1平方メートルとし、0.1平方メートル未満は切り捨てて算出するものとする。

（補助金の申請）

第6条 補助金の交付を受けようとする者（以下「交付申請者」という。）は、当該補助対象事業に着手する前に、瑞浪市危険ブロック塀等撤去促進補助金交付申請書（様式第1号）に次に掲げる書類を添えて、市長に提出しなければならない。

- (1) ブロック塀等の位置図
- (2) 撤去するブロック塀等の立面図・平面図
- (3) 撤去するブロック塀等の全景、面する道路等がわかる写真
- (4) 撤去するブロック塀等の寸法がわかるように撮影した写真

(5) 撤去工事に係る市内事業者が作成した見積書の写し

(6) その他市長が特に必要と認める書類

(交付の決定通知)

第7条 市長は、前条の規定による申請書の提出があったときは、その内容を審査し、補助金の交付を適当と認めたときは、速やかに交付の決定をし、瑞浪市危険ブロック塀等撤去促進補助金交付決定通知書（様式第2号）により、交付申請者に通知するものとする。

(着手)

第8条 交付申請者は、瑞浪市危険ブロック塀等撤去促進補助金の交付決定の通知を受けた後でなければ、当該補助対象事業に着手してはならない。

(変更承認申請)

第9条 交付申請者は、第6条の申請内容に変更を生じたときは、速やかに瑞浪市危険ブロック塀等撤去促進補助金変更承認申請書（様式第3号）に関係書類を添付して市長に提出しなければならない。

(変更決定通知)

第10条 市長は、前条の規定による申請書の提出があったときは、その内容を審査し、承認したときは、瑞浪市危険ブロック塀等撤去促進補助金変更交付決定通知書（様式第4号）により、交付申請者に通知するものとする。

(実績報告)

第11条 交付申請者は、工事が完了したときは、工事が完了した日から30日を経過した日又は申請年度の3月31日のいずれか早い日までに、瑞浪市危険ブロック塀等撤去促進実績報告書（様式第5号）に次に掲げる書類を添えて市長に提出しなければならない。

(1) 補助対象事業の代金領収書の写し

(2) 補助対象事業の施工前後が確認できる写真

(3) その他市長が特に必要と認める書類

(額の確定)

第12条 市長は、前条に規定する報告書が提出されたときは、その内容を審査し、適当と認めたときは、交付すべき補助金の額を確定し、瑞浪市危険ブロック塀等撤去促進補助金確定通知書（様式第6号）により、

交付申請者に通知するものとする。

(補助金の請求及び交付)

第13条 交付申請者は、前条の規定による通知書の通知を受けたときは、瑞浪市危険ブロック塀等撤去促進補助金請求書(様式第7号)を市長に提出し、補助金の交付を受けるものとする。

(補助金交付決定の取消し及び返還)

第14条 市長は、交付申請者が次の各号のいずれかに該当するときは、補助金の交付の決定の全部又は一部を取り消すことができる。この場合において、補助金が既に交付されているときは、市長は期限を定め、交付申請者にその全部又は一部の返還を命じることができる。

- (1) 虚偽の申請その他不正の手段により補助金の交付を受けたとき。
- (2) 規則及び本要綱に違反したとき。
- (3) その他市長が特に必要と認めたとき。

(調査等)

第15条 市長は、補助金の交付業務の適正かつ円滑な運営を図るために、必要に応じて、現地調査等を行うことができる。

2 市長は、交付申請者に対して、当該申請に関する資料提供その他の協力を求めることができる。

(補則)

第16条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

(施行期日)

1 この要綱は、平成30年10月1日から施行する。

(小学校の通学路に指定されている道路に面したブロック塀等の特例)

2 第5条第1項の規定にかかわらず、申請時に小学校の通学路に指定されている道路に面したブロック塀等の撤去に係る補助金の額は、平成33年3月31日までに工事が完了するものに限り、撤去工事に要する費用又はブロック塀等の見付け面積1平方メートル当たり1万円により算定する金額のいずれか少ない額の3分の2以内の額(当該金額に1,000円未満の端数があるときは、これを切り捨てた額)とし、1件あたり30万円を上限とする。

- 3 前項の規定により交付申請者が申請を行う場合は、第6条第1号に規定するブロック塀等の位置図に、小学校の通学路を明記しなければならない。